

中島村国土強靭化地域計画

令和3年3月
中 島 村

【 目 次 】

第1章　はじめに	
1　計画策定の趣旨	1
2　計画の位置付け	1
3　計画期間	2
第2章　基本的な考え方	
1　基本目標	3
2　事前に備えるべき目標	3
3　強靭化を推進する上で基本的な方針	4
第3章　地域特性	
1　中島村の地域特性	5
2　中島村における主な自然災害リスク	7
第4章　脆弱性評価	
1　脆弱性の評価	11
2　評価結果	15
第5章　強靭化の推進方針	
1　推進方針の策定	23
2　推進方針の具体的な内容	23
第6章　計画の推進	
1　推進体制	62
2　進捗管理及び見直し	62

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

さらに令和元年 10 月 12 日から 13 日かけて、全国的に甚大な被害をもたらした東日本台風（台風 19 号）の際は、台風接近に伴う大雨により、村内代畠地区を中心に 13 棟の住家に浸水被害が発生した。また、道路や農地などにも被害が及び、大量の災害ごみが発生する事態となつた。

こうしたなか、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靭な国づくりを推進するための枠組みが整備された。また、福島県は、平成 30 年 1 月に「福島県国土強靭化地域計画」を策定した。

本村においても、東日本大震災並びに令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靭な地域社会を構築し、安全で安心なむらづくりを推進するための指針として、「中島村国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として策定します。

また国の「国土強靭化基本計画」、福島県の「福島県国土強靭化地域計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「第 5 次中島村総合振興計画」や「中島村地域防災計画」との整合を図りながら「強くしなやかなむらづくり」という観点において各種計画等の指針となる計画として位置付ける。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2年度を初年度とし、「中島村第5次総合振興計画」の目標年次である令和4年度までの2年間とする。

なお、計画期間中においても、国の「国土強靭化計画」又は「福島県国土強靭化地域計画」の改正、及び施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、本村における強靭化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 強靭化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靭化の理念及び基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本村における強靭化を推進する。

(1) 強靭化の取組姿勢

- 本村の強靭性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本村全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、県、村、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 中島村の地域特性

(1) 中島村の位置及び地勢

中島村は、福島県中通りの南部に位置し、東経 $140^{\circ} 18'$ 北緯 $37^{\circ} 09'$ にあり東西3 km、南北7 km位置し、面積は 18.92 km^2 である。南北に主要地方道棚倉矢吹線、東西に県道母畑白河線、県道泉崎石川線がある。

標高は、260mから300mと比較的平坦な地形で、阿武隈川左岸に沿って洪積層とその西北部に火山灰性の低い丘陵地があり、村の南から北へ阿武隈川が村を包むように流れている。また、泉川が北から阿武隈川へ本村代畑地区で合流している。

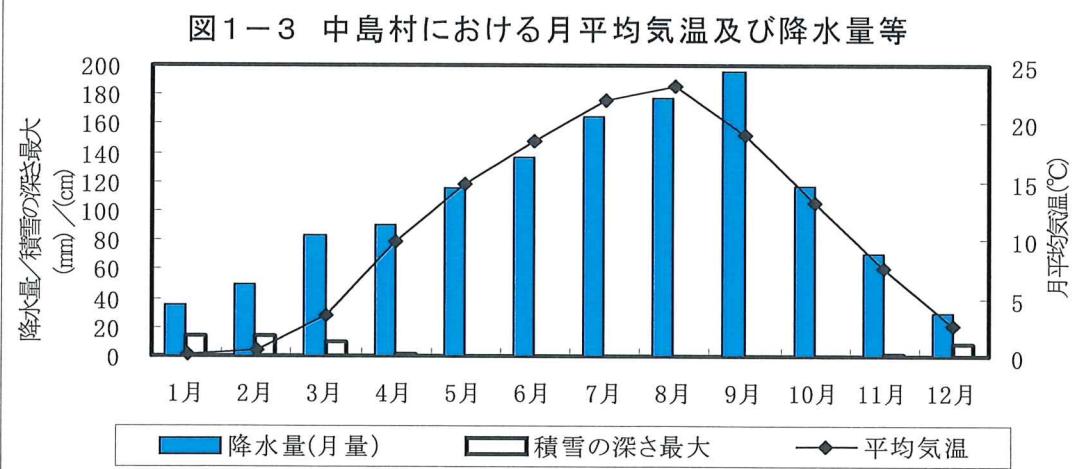
(2) 人口

中島村の人口は、昭和45年(4,438人)から平成11年(5,346人)まで増加傾向で推移し、少子化の影響もあって平成17年には5,174人(H17国勢調査)、平成27年には5,001人(H27国勢調査)で、減少傾向が続いている。

また、高齢化人口を見てみると、平成12年が19.2%、平成26年度が24.9%、令和元年度では29.1%で徐々に高齢化傾向にある。

(3) 気象

村の年間の平均気温は、12°C前後、年間降水量は、1,000mm前後、降雪量は少ないものの年によっては5月ごろまで降霜がある。



(4) 災害対応に対する社会的要因の変化

社会的災害要因としては、主に次のようなことが考えられる。

第1には、高齢化の進展及び外国人の増加により、いわゆる要配慮者に配慮しなければならない。

第2には、村外への通勤通学や買い物の行動範囲の拡大により、夜間と昼間の人

口分布に変化がでてきた。このため、昼間に災害が発生した場合は、災害活動を行うマンパワーが不足する事態が起こりうる。

第3には、コミュニティー意識の低下である。本村においては低下の度合いは小さいが、低下傾向が見受けられる。災害による被害を最小限にくい止めるには、「自らの安全は自ら守る。」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

第4には、生活様式の変化により、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっている。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。また、行政機関においてもこれら施設の依存度が高く、場合によっては初動体制への影響も考えられる。

このような急速な社会条件の変化は、被害を拡大させるだけではなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防火意識の普及活動を続けていくことが必要である。

2 中島村における主な自然災害リスク

(1) 過去に発生した自然災害による本村の被害

本村において、過去に発生した主な自然災害は以下のとおりとなっている。

発生年月日	災害の名称及び発生状況
昭和40年3月31日	川原田集落火災
昭和61年8月5日	8.5豪雨災害 床下浸水1戸、農地の土砂崩れ
平成3年9月19日	台風18号による集中豪雨 床上浸水1箇所、法面崩壊2箇所
平成3年10月13日	台風21号による集中豪雨 道路法面崩壊1箇所(岡ノ内)
平成10年8月27日	8.27豪雨災害 床上浸水1戸、床下浸水10戸、土砂崩れ5箇所、道路通行止6箇所、田畠の冠水10地区、河川溢水3箇所、避難勧告及び自主避難10戸(47名)
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)震度6弱 全壊家屋3棟、半壊家屋29棟、一部破損954棟 道路被害40箇所 村内避難世帯6名 村外避難者受入人数118名
平成23年9月21日	台風15号による集中豪雨 床下浸水2棟 通行止区間2箇所
令和元年10月12日	台風19号による集中豪雨 床上浸水10棟 床下浸水3棟 水田冠水194ha 避難所4箇所(29名避難) 通行止箇所16箇所

①地震災害

福島県には、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に顕著な活断層が認められるほか、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されており、内陸直下型地震が発生するリスクを抱えているほか、茨城県の常陸太田市から本県の棚倉町にかけて棚倉構造線が存在している。

また、福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、中通り及び浜通りを中心に県内11市町村で震度6強が観測された。本村では震度6弱を観測し、住家の全壊は3棟、半壊29棟、一部損壊954棟に及んだ。また、道路被害は40箇所、避難者は村内世帯で6名、村外の受入れ人数は118名となる甚大な被害が発生している。

②風水害・土砂災害

本村は、阿武隈川流域に属し、阿武隈川と泉川の2つの河川がある。大雨により阿武隈川が氾濫した場合は、代畠地区全域、松崎地区、元村地区、吉岡地区、川原田地区の一部では浸水被害が発生することが想定される。また河川の水位が上昇すると、内水氾濫が発生しやすくなり、浸水被害の増大につながることが想定される。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩落危険箇所があり、豪雨により土砂災害が発生した場合は、住民の生命及び財産に壊滅的な被害を与える恐れがある。

令和元年東日本台風では、阿武隈川及び泉川からの越水や内水の氾濫により、住宅地へ浸水被害、道路の冠水被害、農地農業施設の水没被害などが発生している。

【過去の被害写真】

○平成10年 8.27水害(松崎地区)



○平成 23 年 東日本大震災（岡ノ内）



○令和元年東日本台風（代畑地区）



(2) 対象とする災害

過去に村内に被害があった災害を踏まえ、本計画で対象とする災害（想定するリスク）は、国土強靭化基本計画で示されている大規模災害とあわせて、以下のとおり設定する。

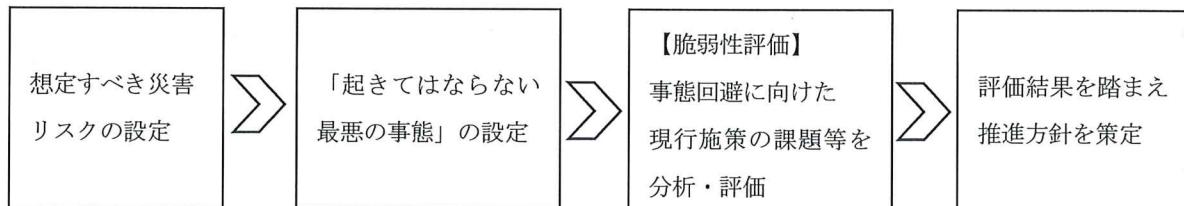
災害の種類		想定する災害の規模	本村の災害特性
地 震		福島県の被害想定に基づく、最大規模の地震動	村全域における家屋等の倒壊等
台 風 梅雨前線 豪 雨 等	風水害	台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	阿武隈川、泉川の氾濫及び内水氾濫等
	土砂災害	大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域等の崩落
雪 害		降雪・積雪によって記録的な大雪による雪害	幹線道路等の通行支障等
火山災害		那須岳に隣接していることによる火山灰の火山災害	幹線道路等や家屋等の火山灰堆積等
大規模火災		住宅密集地や山林等における強風による大火	住宅密集地、山林等における大火等
原子力災害		福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の廃炉作業の事故等により、放射性物質が拡散される災害	放射性物質の拡散による健康被害の発生及び風評被害
複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本村を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本村が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本村の強靭化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(ア) 本計画の対象とする災害リスク

本計画において対象とする災害は前頁のとおりとする。

(イ) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本村の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (30項目)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村域の脆弱性が高まる事態
		1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）		2-1	被災地区での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地区における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (30項目)	
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	異常渇水等による用水の供給途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	人材不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(ウ) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靭化施策分野として、第5次中島村総合振興計画に掲げる6つの基本目標と整合させて設定した。

施策目標	基本目標の分野
1 安全で安心して暮らせる村づくり	防災／消防／防犯／交通
2 村民総参加による村づくり	住民参加／情報／行政改革／健全財政
3 子どもを育み生涯学べる村づくり	子育て／学校教育／生涯学習／スポーツ
4 誰もがいきいきと生活できる村づくり	保健衛生／福祉／保険医療／環境
5 快適で住みよい村づくり	土地利用／道路／公共交通／上下水道／公園／住宅
6 地域の活力を生かした村づくり	農業／商工業／観光／地域資源

(エ) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部署等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部署横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

2 評価結果

以下に、脆弱性評価の概要を示す。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	脆弱性評価の結果概要
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に防災拠点や避難所となる施設等の整備や既存施設の耐震化・長寿命化などを図ることが必要。 ・建築物の倒壊等による被害を最小限に抑えるため、住宅等の耐震化及び防火対策に係る取り組みが必要。 ・総合的な空き家対策を講じることが必要。 ・幹線道路や橋梁の適正な維持管理及び防災・減災・長寿命化対策が必要。 ・災害等が発生した際の速やかな初動体制及び初期消火の体制づくりや消防力の強化が必要。
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や排水路等の改修と計画的な補修、更新及び維持管理が必要。 ・地域住民の防災意識の向上を図っていくことが必要。 ・防災組織体制の整備や最新の災害情報を提供する手段の整備が必要。
	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害・異常気象等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・火山災害に対する警戒体制の強化と安全対策の強化が必要。 ・災害の発生抑制に向けた対策や危険箇所の周知等が必要。 ・災害に強い森林の整備が必要。
	1-4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通事故絶等に伴う死	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風雪や豪雪等の異常気象発生時においても、安全で円滑な道路環境を整備することが必

			傷者の発生	要。
		1－5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や避難勧告等の情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要。 ・住民一人ひとりの適正な行動をとるための訓練や啓発が必要。 ・避難行動要支援者をはじめ、全ての住民が円滑な避難行動を行うための体制づくりが必要。
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2－1		被災地区での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な給水の確保のため、水道施設の耐震化・長寿命化が必要。 ・災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化及び狭い道路整備事業等の推進が必要。 ・避難所の防災機能の強化や運営方法等の整備が必要。 ・地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みが必要。
		2－2	長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化及び狭い道路整備事業等の推進が必要。 ・消防防災ヘリ及びドクターヘリが使用できるヘリポートの充実・確保が必要。 ・避難所の防災機能の強化や運営方法等の整備が必要。
	2－3		自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、警察、消防が被災することを想定した対策が必要。 ・地域の救助・救急を担う自主防災組織の育成支援に努めるこ

			<p>とが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団を中心とした消防力の強化が必要。 ・住民一人ひとりの適正な行動をとるための訓練や啓発が必要。
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等への非常時使用燃料等供給手段の確保が必要 ・緊急車両等への燃料供給手段の確保が必要。
2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の体制強化、人材確保、薬剤及び資機材の備蓄が必要。 ・社会福祉施設の機能の確保が必要。 ・災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化及び狭い道路整備事業等の推進が必要。 ・消防防災ヘリ及びドクターヘリが使用できるヘリポートの充実・確保が必要。
2-6	被災地区における疫病・感染症等の大規模発生		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の被災者の健康支援に取組むことが必要。 ・三密（密閉、密集、密接）回避等による感染症対策に取組むことが必要。 ・上下水道施設の適正な管理が必要。 ・災害ごみが発生した際に、円滑に対応するため、白河地方広域市町村圏整備組合との連携強化が必要。 ・災害ごみ発生の要因となるため、平常時からの不法投棄の削減の取り組みが必要。

				<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した際に、衛生環境の保全のため、ペットとの生活ルールの確立や伝染病対策の確保が必要。
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3－1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等	<ul style="list-style-type: none"> ・警察及び関係機関との情報共有体制の構築に取組むことが必要。
		3－2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> ・警察等関係機関との連携及び交通安全の推進と交通事故発生危険箇所の対策が必要。
		3－3	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能が大幅に低下する事態を想定しておくことが必要。 ・災害時相互応援協定を締結している市町村からの支援の受入体制を検討しておくことが必要。 ・被災後、速やかに業務を遂行するため、行政システムのクラウド化及びバックアップの確保が必要。
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4－1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の機能強化が必要 ・村民への情報伝達体制の強化が必要。 ・非常用電源の確保が必要。
		4－2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段の多様化に取組むことが必要。 ・多言語化による情報提供が必要。
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産能力低下、経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化及び狭い道路整備事業等の推進が必要。
		5－2	食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤の強化が必要。 ・災害に強い道路網の形成に向

				けた道路や橋梁の長寿命化及び狭あい道路整備事業等の推進が必要。 ・災害の発生抑制に向けた施設の保全管理が必要。
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	・電気、LPガス供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築が必要。 ・緊急車両等に供給する燃料の確保が必要。 ・電力創出・供給システムの導入拡大を促し、エネルギー供給源の多様化を図っていくことが必要。
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	・上下水道施設の適正な管理が必要。 ・応急給水の体制強化に取り組むことが必要。
		6-3	地域交通ネットワークが分断される事態	・災害に強い道路網の形成に向けた道路や橋梁の長寿命化及び狭あい道路整備事業等の推進が必要。 ・除雪体制の確保が必要。 ・災害発生時における公共交通の機能維持に向けた備えが必要。
		6-4	異常渇水等による用水の供給途絶	・気象、水源情報や利水状況等の情報共有、広報体制の強化が必要。
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、水路、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	・河川や水路等の改修と計画的な補修・更新が必要。
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出	・有害物質の拡散及び流出した際に早期の確認を行う体制づくり

			りが必要。
	7－3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害による被害の発生を想定した取り組みが必要。 ・住民に対し放射線に関する知識の普及啓発が必要。
	7－4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤の強化が必要。 ・関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化することが必要。 ・耕作放棄地の防止と解消に向けた取組強化を図ることが必要。 ・関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化することが必要。 ・災害に強い森林の整備が必要。
	7－5	風評等による地域経済等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤の強化が必要。 ・農業経営の安定確保のための取組が必要。
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8－1 8－2	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>人材不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要。 ・災害ごみが発生した際に、円滑に対応するため、白河地方広域市町村圏整備組合との連携強化が必要。 ・災害時、迅速な応急復旧を行うため、他市町村と協定締結を図ることが必要。 ・災害・復興ボランティア関係団体との連携を強化し、迅速なボランティア受入体制を構築することが必要。 ・災害時相互応援協定を締結している市町村からの支援の受入

			<p>体制を検討しておくことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧、復興を担う人材の育成が必要
	8－3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化を図ることが必要。 ・住民一人ひとりの適正な行動をとるための訓練や啓発が必要。 ・自主防災組織を中心とした救助・救急活動の体制強化を図ることが必要。 ・要支援者に対する支援体制の強化及び関係機関との情報共有の更なる連携が必要。

第5章 強靭化の推進方針

1 強靭化の推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために取り組むべき強靭化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに策定した。

なお、本計画で設定した30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は、どの事態が発生した場合であっても、本村に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靭化施策について推進を図るものとする。

2 推進方針の具体的内容

本村の強靭化施策の推進方針として策定した具体的な内容は、次のとおりである。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ 1－1

地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

強靭化施策プログラム	公共施設の耐震化及び長寿命化
強靭化の推進方針	村民の生命を守るとともに、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、中島村公共施設等総合管理計画に基づき、施設管理を行いながら耐震性の確保と長寿命化に努める。
担当課	各課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・中島村公共施設等総合管理計画及び中島村耐震改修促進計画等の進捗管理及び更新・施設の改修、修繕、長寿命化対策の実施

強靭化施策プログラム	公営住宅の改修、修繕、長寿命化対策
強靭化の推進方針	入居者及び避難者等が安全で、安心して住み続けられるように、公営住宅の改修、修繕、長寿命化に取り組む。 また衛生環境の保全のため、公営住宅の給水、汚水処理施設、住宅内設備類の更新に努める。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・施設の改修、修繕、長寿命化対策の実施・公営住宅の給水、汚水処理施設、住宅内設備類の更新

強靭化施策プログラム	幹線道路・橋梁施設の防災・減災・長寿命化対策
強靭化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な幹線道路や橋梁等の定期点検を行い、診断結果に基づく計画的な改修工事や橋梁の長寿命化を推進し、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・幹線道路網の整備、道路の維持補修及び定期的な点検・歩道（通学路）の整備・老朽道路の改良、未整備道路の新設及び改良・県道整備の推進・道路、橋梁等の維持、補修及び長寿命化（道路・橋梁長

	(寿命化計画推進事業)
--	-------------

強靭化施策プログラム	住宅の耐震化及び防火対策の推進
強靭化の推進方針	地震や火災から住民の生命財産を守るため、耐震診断の実施や住宅用火災警報器の設置を推進する。また、各種補助事業の継続と周知を図る。
担当課	建設課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋の耐震診断の実施の推進及び費用の助成 ・既存住宅の住宅用火災警報器の設置推進及び補助金の交付

強靭化施策プログラム	空き家対策の推進
強靭化の推進方針	適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、総合的な空き家対策を推進する。
担当課	建設課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営

強靭化施策プログラム	消防団の充実・強化及び常備消防との連携
強靭化の推進方針	<p>消防団の消防力強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や訓練の実施に努め、併せて消防車両や屯所の適正な維持管理・更新に努める。</p> <p>また、各種災害に対応できるよう常備消防との連携強化を図る。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団安全装備品の整備 ・消防車両や屯所の維持管理及び更新 ・消防団員の待遇改善 ・準中型免許等取得補助金の交付 ・各種災害に対応した訓練の実施及び参加 ・ICT を活用した情報共有システムの充実及び強化 ・白河地方広域市町村圏消防本部との連携強化

強靭化施策プログラム	初動体制の整備と初期消火の体制強化
強靭化の推進方針	大規模災害発生時における初動体制づくりの強化を図る。また火災を未然に防ぐためには、初期消火が重要であり、消防方法の啓発や訓練、消火器・住宅用火災警報器の設置や更新を促す。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・地区別防災計画の策定 ・地区別防災訓練の実施 ・消防水利の維持、補修 ・住宅用火災警報器の設置推進

リスクシナリオ1－2
 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水

強靭化施策プログラム	河川の整備
強靭化の推進方針	国・福島県などの関係機関との連携のもと計画的な河川改修や維持管理に取り組む。
担当課	建設課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の堤防改修及び浚渫等の要望 ・鷹ノ巣など河川閉塞箇所解消の要望 ・簡易水位計及びライブカメラの設置要望

強靭化施策プログラム	災害に強い排水路の整備及び内水対策
強靭化の推進方針	台風や集中豪雨などによる内水氾濫の発生防止に向けた防災・減災対策を推進する。
担当課	建設課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水管渠及び排水路網の整備 ・内水ハザードマップの作成 ・内水排水ポンプの整備（代畠地区）

強靭化施策プログラム	ため池の防災・減災対策
強靭化の推進方針	ため池の多面的機能を十分に発揮できるように、機能診断の実施や改修等を行う。ため池ハザードマップの更新及び周知を行い、防災・減災対策の推進を図る。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池ハザードマップの更新及び周知 ・ため池整備事業 ・ため池の浚渫

強靭化施策プログラム	平常時における防災意識の向上
強靭化の推進方針	災害危険箇所、指定避難所を平常時から周知することで住民及び職員の防災意識の向上を図る。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・中島村地域防災計画の更新 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの更新 ・土砂災害、洪水ハザードマップの更新及び周知 ・村ホームページ、災害情報発信アプリ及び登録制メール等を活用した情報発信体制の整備 ・避難所案内標識看板等の設置 ・出水期における広報の充実

強靭化施策プログラム	災害発生時における情報伝達手段の確保及び避難体制の強化
強靭化の推進方針	関係機関との連携のもと、円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害情報伝達手段の確保と「逃げ遅れゼロ」実現のための避難体制の強化に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線及び全国瞬時情報伝達システム（J-ALERT）等の管理及び更新 ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・村ホームページ、災害情報発信アプリ及び登録制メール等を活用した情報発信体制の整備 ・避難所案内標識看板等の設置 ・災害対策本部と指定避難所との連絡体制の強化 ・指定避難所の環境整備

リスクシナリオ1－3

大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

強靭化施策プログラム	火山噴火に対する警戒避難体制の整備
強靭化の推進方針	火山噴火（火山灰）に対する警戒避難体制については、福島県と情報を共有するとともに防災設備の整備に取り組み、火山災害に対する安全対策の強化に努める。また、緊急時に災害情報の共有に努める。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線及び全国瞬時情報伝達システム（J-ALERT）等の管理及び更新 ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・村ホームページ、災害情報発信アプリ及び登録制メール等を活用した情報発信体制の整備 ・避難所案内標識看板等の設置 ・災害対策本部と指定避難所との連絡体制の強化 ・指定避難所の整備

強靭化施策プログラム	土砂災害防止対策の推進
強靭化の推進方針	土砂災害から住民の生命と財産を守るために、土砂災害（特別）警戒区域の整備を重点的に推進するとともに、標識の設置や土砂災害ハザードマップの更新等により、危険箇所の周知を強化していく。
担当課	建設課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地対策の推進 ・土砂災害警戒区域等標識の設置推進 ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・中島村地域防災計画の更新 ・避難勧告等の判断、伝達マニュアルの更新 ・土砂災害、洪水ハザードマップの更新及び周知 ・村ホームページ、災害情報発信アプリ及び登録制メール等を活用した情報発信体制の整備 ・避難所案内標識看板等の設置 ・出水期における広報の充実

強靭化施策プログラム	災害に強い森林の整備
強靭化の推進方針	水源涵養や山地災害防止機能など、森林の多面的機能を高度に発揮できる森林整備を推進する。
担当課	企画振興課
推進事業	・間伐等の森林整備の推進

リスクシナリオ1－4

暴風雪及び豪雪による重大事故及び交通途絶等に伴う死傷者の発生

強靭化施策プログラム	道路の除雪体制等の確保
強靭化の推進方針	暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、適切な道路除雪に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進する。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪実施計画等による除雪体制の確保 ・除雪実施事業者との情報共有 ・県道の管理者である福島県との連携強化 ・通学路・歩道の除雪

リスクシナリオ1－5

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

強靭化施策プログラム	災害発生時における情報伝達手段の確保及び避難体制の強化（再掲）
強靭化の推進方針	関係機関との連携のもと、円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害情報伝達手段の確保と「逃げ遅れゼロ」実現のための避難体制の強化に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線及び全国瞬時情報伝達システム（J-ALERT）等の管理及び更新 ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・村ホームページ、災害情報発信アプリ及び登録制メール等を活用した情報発信体制の整備 ・避難所案内標識看板等の設置

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部と指定避難所との連絡体制の強化 ・指定避難所の環境整備
--	---

強靭化施策プログラム	初動体制の整備と安全安心な村づくりの推進
強靭化の推進方針	<p>大規模災害や複合災害の発生時における初動体制づくりの強化を図り、また、一人でも多くの人が自力で避難できるように健康づくりの取り組みを進める。</p> <p>また、地域全体への安全対策等の充実・強化を進めいく。</p>
担当課	住民生活課、保健福祉課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・地区別防災計画の策定 ・地区別防災訓練の実施 ・LED 防犯灯（街路灯）の新設・更新 ・健康、福祉の村づくり推進 ・高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の推進

強靭化施策プログラム	避難行動要支援者対策
強靭化の推進方針	<p>避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の更新を行う。また、避難行動要支援者名簿記載者の理解を図った上で、関係機関と名簿の共有を行い、避難支援体制の強化に努める。</p> <p>また各要支援者の個別計画の策定にも努める。</p>
担当課	保健福祉課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の更新 ・関係機関との情報共有 ・個別計画の策定

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

強靭化施策プログラム	水道施設の耐震化・長寿命化
強靭化の推進方針	安定的な飲料水及び生活維持に必要な給水の確保に向けて、老朽化している水源地や配水池、並びに管路などの水道施設の耐震化及び長寿命化を図る。また、広域での防災連絡体制の整備や災害時における資材、人材、応急給水体制の整備に努める。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・水源池、配水池等の水道施設の耐震化及び長寿命化 ・配水管路の耐震化（石綿管更新等）及び長寿命化 ・広域での防災連絡体制の整備 ・応急給水体制の整備

強靭化施策プログラム	備蓄品の充実及び強化
強靭化の推進方針	被災地区で必要となる飲料水、食料、燃料、生活必需品等の物資の備蓄に努める。災害時に物資を搬出しやすい防災倉庫を整備し、備蓄品を保管する。 使用期限が到来する備蓄物資の適切な更新を進め、救護対策の充実に努める。 住民に対し、一人3日分以上の食料等の備蓄を促す。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の整備及び更新 ・防災拠点（避難所・防災倉庫）の整備 ・家庭や地域における備蓄の促進に向けた啓発

強靭化施策プログラム	物資供給体制の整備
強靭化の推進方針	緊急時における被災地区で必要となる飲料水、食料、燃料、生活必需品等の物資供給の調達や円滑な輸送の実施に向けた「災害時応援協定」を締結し、関係団体や事業者との連携強化を進める。また締結した応援協定の実効性を確

	保し、応援体制の充実・強化に努める。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・南会津・西白河災害時相互応援協定締結団体との応援体制の充実・強化 ・災害時物資供給協定及び配送協定の締結

強靭化施策プログラム	幹線道路・橋梁施設の防災・減災・長寿命化対策（再掲）
強靭化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な幹線道路や橋梁等の定期点検を行い、診断結果に基づく計画的な改修工事や橋梁の長寿命化を推進し、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備、道路の維持補修及び定期的な点検 ・歩道（通学路）の整備 ・老朽道路の改良、未整備道路の新設及び改良 ・県道整備の推進 ・道路、橋梁等の維持、補修及び長寿命化（道路・橋梁長寿命化計画推進事業）

強靭化施策プログラム	迂回路となり得る村道・農道等の整備
強靭化の推進方針	大規模災害発生時において、幹線道路寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するため、計画的に村道、農道等の整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存村道、農道等の点検、補修及び改良 ・狭あい道路整備促進事業

強靭化施策プログラム	避難所の機能充実
強靭化の推進方針	災害時において、行政施設、学校施設、地区集会所等を指定避難所として利用することを想定していることから、防災機能の強化や改修を計画的に進めるとともに、避難所の運営方法等について、関係機関と事前に協議し、体制の整備及び強化に努める。また災害発生時に避難所の施設開放を地域の自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに収容するための体制整備と協力体制の確立に努める。

	また、学校施設、地区集会所等以外の防災拠点建設（避難所・防災倉庫等）の整備を推進する。
担当課	学校教育課、生涯学習課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所となる施設の自家発電機、空調設備、通信設備、トイレなどの整備 ・学校施設等の長寿命化 ・避難所のバリアフリー化 ・避難所運営マニュアルの見直し ・防災拠点（避難所・防災倉庫）の整備 ・備蓄品の整備及び更新

強靭化施策プログラム	自助・共助の取り組み推進
強靭化の推進方針	災害による被害を軽減するために、防災にかかわる行政・警察・消防等の機関による「公助」の取り組みとともに、一人一人が身を守る「自助」の取り組みと、地域の協力、助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、自助・共助に関する情報発信や、防災出前講座の実施等に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区組織及び自主防災組織の強化と地域コミュニティの促進

リスクシナリオ2－2

長期にわたる孤立集落等の発生

強靭化施策プログラム	幹線道路・橋梁施設の防災・減災・長寿命化対策（再掲）
強靭化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な幹線道路や橋梁等の定期点検を行い、診断結果に基づく計画的な改修工事や橋梁の長寿命化を推進し、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備、道路の維持補修及び定期的な点検 ・歩道（通学路）の整備 ・老朽道路の改良、未整備道路の新設及び改良 ・県道整備の推進

	・道路、橋梁等の維持、補修及び長寿命化（道路・橋梁長寿命化計画推進事業）
--	--------------------------------------

強靭化施策プログラム	迂回路となり得る村道・農道等の整備（再掲）
強靭化の推進方針	大規模災害発生時において、幹線道路寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するため、計画的に村道、農道等の整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	・既存村道、農道等の点検、補修及び改良 ・狭あい道路整備促進事業

強靭化施策プログラム	消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプター等の運行確保
強靭化の推進方針	消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプター等の安全かつ円滑な運行を確保するため、ヘリコプターの離着陸場の整備を推進する。 また、資材運搬用ドローンの導入を検討する。
担当課	住民生活課
推進事業	・緊急用ヘリコプター離着陸場整備 ・資材運搬用ドローンの導入

強靭化施策プログラム	避難所の機能充実（再掲）
強靭化の推進方針	災害時において、行政施設、学校施設、地区集会所等を指定避難所として利用することを想定していることから、防災機能の強化や改修を計画的に進めるとともに、避難所の運営方法等について、関係機関と事前に協議し、体制の整備及び強化に努める。また災害発生時に避難所の施設開放を地域の自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに収容するための体制整備と協力体制の確立に努める。 また、学校施設、地区集会所等以外の防災拠点建設（避難所・防災倉庫等）の整備を推進する。
担当課	学校教育課、生涯学習課、住民生活課
推進事業	・避難所となる施設の自家発電機、空調設備、通信設備、トイレなどの整備 ・学校施設等の長寿命化

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所のバリアフリー化 ・避難所運営マニュアルの見直し ・防災拠点（避難所・防災倉庫）の整備 ・備蓄品の整備及び更新
--	--

リスクシナリオ2－3

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

強靭化施策プログラム	消防団の充実・強化及び常備消防との連携（再掲）
強靭化の推進方針	<p>消防団の消防力強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や訓練の実施に努め、併せて消防車両や屯所の適正な維持管理・更新に努める。</p> <p>また、各種災害に対応できるよう常備消防との連携強化を図る。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団安全装備品の整備 ・消防車両や屯所の維持管理及び更新 ・消防団員の待遇改善 ・準中型免許等取得補助金の交付 ・各種災害に対応した訓練の実施及び参加 ・ICTを活用した情報共有システムの充実及び強化 ・白河地方広域市町村圏消防本部との連携強化

強靭化施策プログラム	初動体制の整備と安全安心な村づくりの推進（再掲）
強靭化の推進方針	<p>大規模災害や複合災害の発生時における初動体制づくりの強化を図り、また、一人でも多くの人が自力で避難できるように健康づくりの取り組みを進める。</p> <p>また、地域全体への安全対策等の充実・強化を進めいく。</p>
担当課	住民生活課、保健福祉課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・地区別防災計画の策定 ・地区別防災訓練の実施 ・LED防犯灯（街路灯）の新設・更新 ・健康、福祉の村づくり推進

・高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の推進

リスクシナリオ 2－4

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

強靭化施策プログラム	緊急車両等に供給する燃料の確保
強靭化の推進方針	緊急燃料供給事業者との災害時応援協定の締結や関係機関・各種団体との緊密な連携のもと、災害時の必要な燃料の確保に向けた取り組みを行う。
担当課	住民生活課
推進事業	・燃料供給事業者との応援協定の策定

リスクシナリオ 2－5

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

強靭化施策プログラム	地域での医療体制の確保
強靭化の推進方針	交通網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、各地域に在住する医療関係者のネットワークの形成や地域での資機材の保管に努める。
担当課	保健福祉課、住民生活課
推進事業	・医療関係機関との連携強化 ・備蓄品の確保

強靭化施策プログラム	社会福祉施設の機能確保
強靭化の推進方針	社会福祉施設は、災害時には福祉の提供を継続し、被災した患者や利用者の受け入れや、福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、災害時においても、その機能の確保を図るため、継続的な設備の更新及び施設の改修を進める。
担当課	保健福祉課、住民生活課
推進事業	・施設の改修及び設備の更新 ・備蓄品の確保

強靭化施策プログラム	避難行動要支援者対策（再掲）
強靭化の推進方針	<p>避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の更新を行う。また、避難行動要支援者名簿記載者の理解を図った上で、関係機関と名簿の共有を行い、避難支援体制の強化に努める。</p> <p>また各要支援者の個別計画の策定にも努める。</p>
担当課	保健福祉課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の更新 ・関係機関との情報共有 ・個別計画の策定

強靭化施策プログラム	幹線道路・橋梁施設の防災・減災・長寿命化対策（再掲）
強靭化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な幹線道路や橋梁等の定期点検を行い、診断結果に基づく計画的な改修工事や橋梁の長寿命化を推進し、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備、道路の維持補修及び定期的な点検 ・歩道（通学路）の整備 ・老朽道路の改良、未整備道路の新設及び改良 ・県道整備の推進 ・道路、橋梁等の維持、補修及び長寿命化（道路・橋梁長寿命化計画推進事業）

強靭化施策プログラム	迂回路となり得る村道・農道等の整備（再掲）
強靭化の推進方針	大規模災害発生時において、幹線道路寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するため、計画的に村道、農道等の整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存村道、農道等の点検、補修及び改良 ・狭あい道路整備促進事業

強靭化施策プログラム	消防防災ヘリコプター及びドクターへリコプター等の運行確保（再掲）
強靭化の推進方針	消防防災ヘリコプター及びドクターへリコプター等の安全かつ円滑な運行を確保するため、ヘリコプターの離着

	陸場の整備を推進する。 また、資材運搬用ドローンの導入を検討する。
担当課	住民生活課
推進事業	・緊急用ヘリコプター離着陸場整備 ・資材運搬用ドローンの導入

リスクシナリオ2－6

被災地区における疫病・感染症等の大規模発生

強靭化施策プログラム	感染症等予防措置の推進
強靭化の推進方針	避難所における疫病や感染症のまん延を予防するため、マスクの着用や手洗い、手指消毒の推奨、防疫活動に努めるとともに、咳エチケットの徹底、避難者間を仕切るパーテーション等の設置、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理等対策に取り組む。
担当課	保健福祉課、住民生活課
推進事業	・感染症に関する情報収集と広報周知の徹底 ・集団予防接種等の対策 ・マスク、消毒薬剤、パーテーション等の備蓄

強靭化施策プログラム	水質保全の確保
強靭化の推進方針	水源水質の保全や適切な浄水処理及び管路内や給水装置における水質の安全性確保等の水道水の水質保全に努める。
担当課	建設課
推進事業	・水質調査の実施

強靭化施策プログラム	下水道（農業集落排水処理）施設の維持管理及び長寿命化
強靭化の推進方針	疫病や感染症がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適正な維持管理に努める。
担当課	建設課
推進事業	・農業集落排水処理施設の維持管理 ・施設の改修及び機器の更新による施設の長寿命化（農村漁村整備交付金（農業集落排水事業））

強制化施策プログラム	合併処理浄化槽設置整備事業の推進
強制化の推進方針	公共用水域の水質保全、感染症等まん延予防のため、合併処理浄化槽の設置整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	・合併処理浄化槽設置整備事業の推進（循環型社会形成推進交付金）

強制化施策プログラム	公営住宅の改修、修繕、長寿命化対策（再掲）
強制化の推進方針	入居者及び避難者等が安全で、安心して住み続けられるように、公営住宅の改修、修繕、長寿命化に取り組む。また衛生環境の保全のため、公営住宅の給水、汚水処理施設、住宅内設備類の更新に努める。
担当課	建設課
推進事業	・施設の改修、修繕、長寿命化対策の実施 ・公営住宅の給水、汚水処理施設、住宅内設備類の更新

強制化施策プログラム	白河地方広域市町村圏整備組合との連携強化及びごみの減量化等推進
強制化の推進方針	災害時に発生する災害ごみを円滑に処理するため、白河地方広域市町村圏整備組合との連携の強化に努める。また平常時から3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を徹底することで、災害ごみの発生を抑制する。
担当課	住民生活課
推進事業	・廃棄物の発生抑制、減量化、資源化の推進 ・生ごみみたい肥化容器（コンポスト）及び電動生ごみ機の利用拡大推進

強制化施策プログラム	不法投棄監視体制の強化
強制化の推進方針	廃棄物不法投棄等の早期発見、早期対応のために巡回及び関係機関との情報共有体制を確立し、監視体制の強化を図る。
担当課	住民生活課
推進事業	・警察署等との連携強化 ・看板、防犯監視カメラ等の設置整備 ・村内指定集積所の整備

強靭化施策プログラム	動物愛護の推進
強靭化の推進方針	避難所におけるペット同行避難者の受け入れ態勢を確立し、生活ルールの確立及び衛生環境の保全に努める。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所でのペット飼養スペースの確保 ・狂犬病予防注射接種の推進

強靭化施策プログラム	家畜等の伝染病対策の確保
強靭化の推進方針	家畜等の伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、関係機関との緊密な連携のもと、防疫体制の強化に努める。
担当課	企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡体制の強化

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ3－1

被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等

強靭化施策プログラム	地域の治安の維持
強靭化の推進方針	大規模災害時においても地域の治安の維持が図られるよう、警察や関係機関における情報の共有に向けた体制の確認と地域全体の安全対策等の充実・強化を進めていく。また、住民への確実な伝達手段を確保する。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・警察署等との連携強化・看板、防犯監視カメラ等の設置整備・LED防犯灯（街路灯）の新設・更新・消防団による夜警体制の確保・防災行政無線の維持管理・村ホームページ、登録制メール等を活用した情報発信体制の整備

リスクシナリオ3－2

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

強靭化施策プログラム	交通安全の推進
強靭化の推進方針	重大交通事故の発生を防止するため、交通安全の推進と啓発活動に努める。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・警察署等との連携強化・街頭指導等の実施・交通安全のぼり旗及び看板等の設置・カーブミラー設置及び区画線等の交通安全対策工事の施工

リスクシナリオ

3－3 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

強靭化施策プログラム	行政機能の維持
強靭化の推進方針	<p>業務継続計画（B C P）が適切に実行できるよう、訓練を通じて評価・検証を行っていく。</p> <p>また、関係機関と連携のもと、消防団、自主防災組織等が相互に連携及び災害対応力の強化を目指す。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（B C P）の策定 ・防災訓練の実施 ・災害時相互応援協定の締結 ・非常用電源の確保 ・通信設備の強化

強靭化施策プログラム	受援体制の整備
強靭化の推進方針	<p>大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、警察、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・受援計画の策定 ・受援職員の執務スペースの確保

強靭化施策プログラム	公共施設の耐震化及び長寿命化（再掲）
強靭化の推進方針	<p>村民の生命を守るとともに、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、中島村公共施設等総合管理計画に基づき、施設管理を行いながら耐震性の確保と長寿命化に努める。</p>
担当課	各課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中島村公共施設等総合管理計画及び中島村耐震改修促進計画等の進捗管理及び更新 ・施設の改修、修繕、長寿命化対策の実施

強靭化施策プログラム	平常時における防災意識の向上（再掲）
強靭化の推進方針	災害危険箇所、指定避難所を平常時から周知することで住民及び職員の防災意識の向上を図る。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・中島村地域防災計画の更新 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの更新 ・土砂災害、洪水ハザードマップの更新及び周知 ・村ホームページ、災害情報発信アプリ及び登録制メール等を活用した情報発信体制の整備 ・避難所案内標識看板等の設置 ・出水期における広報の充実

強靭化施策プログラム	行政システムのクラウド化及びバックアップの確保
強靭化の推進方針	大規模災害時に迅速かつ的確な災害対応を行うことを目的として、総合行政システムの安定的な運用を確保するため、システムのクラウド化を推進する。
担当課	総務課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・行政システムのクラウド化及びバックアップの確保

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ4－1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

強靭化施策プログラム	行政機能の維持（再掲）
強靭化の推進方針	<p>業務継続計画（B C P）が適切に実行できるよう、訓練を通じて評価・検証を行っていく。</p> <p>また、関係機関と連携のもと、消防団、自主防災組織等が相互に連携及び災害対応力の強化を目指す。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・業務継続計画（B C P）の策定・防災訓練の実施・災害時相互応援協定の締結・非常用電源の確保・通信設備の強化

強靭化施策プログラム	災害発生時における情報伝達手段の確保及び避難体制の強化（再掲）
強靭化の推進方針	関係機関との連携のもと、円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害情報伝達手段の確保と「逃げ遅れゼロ」実現のための避難体制の強化に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・防災行政無線及び全国瞬時情報伝達システム（J-ALERT）等の管理及び更新・自主防災組織の設立及び連携強化・村ホームページ、災害情報発信アプリ及び登録制メール等を活用した情報発信体制の整備・避難所案内標識看板等の設置・災害対策本部と指定避難所との連絡体制の強化・指定避難所の環境整備

リスクシナリオ4－2

テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

強靭化施策プログラム	災害発生時における情報伝達手段の確保及び避難体制の強化（再掲）
強靭化の推進方針	関係機関との連携のもと、円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害情報伝達手段の確保と「逃げ遅れゼロ」実現のための避難体制の強化に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線及び全国瞬時情報伝達システム（J-ALERT）等の管理及び更新 ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・村ホームページ、災害情報発信アプリ及び登録制メール等を活用した情報発信体制の整備 ・避難所案内標識看板等の設置 ・災害対策本部と指定避難所との連絡体制の強化 ・指定避難所の環境整備

強靭化施策プログラム	多言語化等による情報提供
強靭化の推進方針	村内に在住する外国人に対して、大規模災害が発生した場合においても外国語による情報提供などに取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に在住する外国人の把握 ・多言語による防災情報の発信

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ5－1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産能力低下、経済活動の停滞

強靭化施策プログラム	幹線道路・橋梁施設の防災・減災・長寿命化対策（再掲）
強靭化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な幹線道路や橋梁等の定期点検を行い、診断結果に基づく計画的な改修工事や橋梁の長寿命化を推進し、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備、道路の維持補修及び定期的な点検 ・歩道（通学路）の整備 ・老朽道路の改良、未整備道路の新設及び改良 ・県道整備の推進 ・道路、橋梁等の維持、補修及び長寿命化（道路・橋梁長寿命化計画推進事業）

強靭化施策プログラム	迂回路となり得る村道・農道等の整備（再掲）
強靭化の推進方針	大規模災害発生時において、幹線道路寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するため、計画的に村道、農道等の整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存村道、農道等の点検、補修及び改良 ・狭い道路整備促進事業

リスクシナリオ5－2

食料等の安定供給の停滞

強靭化施策プログラム	農業生産基盤の強化及び農業経営の支援
強靭化の推進方針	<p>本村の基幹産業である農業に関して、災害時においても経済活動が継続されるよう農業水利施設の長寿命化に取り組むとともに農業基盤の強化に努める。</p> <p>また、農業の担い手が減少し高齢化が進むなか、将来にわたり農業を継続できる担い手の育成・確保を図るため</p>

	に、高齢農家や小規模農家等を含めた多くの農家が参加し、集落の資源（農地、機械、施設、労働力）を有効的に活用できる営農組織の組織化に向け、集落リーダーの育成、集落営農の理解促進、集落ビジョン作成等の支援を行う。
担当課	建設課、企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の長寿命化 ・後継者（新規就農者）の確保、育成 ・集落営農への支援 ・農地の流動化（利用集積）の推進

強靭化施策プログラム	農業の振興
強靭化の推進方針	農業の持続的発展のため、風評被害対策や直売所の活性化支援などに取り組み、農産物等の販路拡大と農業経営の安定確保に努める。
担当課	企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害対策の推進 ・直売所の活性化支援 ・産業6次化の推進 ・農地の流動化（利用集積）の推進

強靭化施策プログラム	幹線道路・橋梁施設の防災・減災・長寿命化対策（再掲）
強靭化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な幹線道路や橋梁等の定期点検を行い、診断結果に基づく計画的な改修工事や橋梁の長寿命化を推進し、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備、道路の維持補修及び定期的な点検 ・歩道（通学路）の整備 ・老朽道路の改良、未整備道路の新設及び改良 ・県道整備の推進 ・道路、橋梁等の維持、補修及び長寿命化（道路・橋梁長寿命化計画推進事業）

強靭化施策プログラム	迂回路となり得る村道・農道等の整備（再掲）
強靭化の推進方針	大規模災害発生時において、幹線道路寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するため、計画的に村道、農道等の整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存村道、農道等の点検、補修及び改良 ・狭あい道路整備促進事業

強靭化施策プログラム	農業水利施設の適正な保全管理
強靭化の推進方針	<p>適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進と適正な維持管理に取り組み、安全安心な農業基盤づくりに努める。</p> <p>多面的機能支払交付金事業の活用により農業施設の修繕改修を推進する。</p>
担当課	建設課、企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の適正な保全管理 ・農道、用排水路の整備、修繕、改修 (基盤整備事業、農業水利等長寿命化・防災減災事業) ・多面的機能支払交付金事業の活用・支援

6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ 6-1

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

強靭化施策プログラム	電気、LPGガス供給事業者との連携強化
強靭化の推進方針	災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、LPGガスとの協定に基づき、いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃から協力要請や連絡体制を相互に確認し、協定締結事業者との連携強化に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	・緊急燃料供給事業者との協定締結

強靭化施策プログラム	再生可能エネルギーの導入拡大
強靭化の推進方針	大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを中心とした自家消費型の電力創出・供給システムの導入拡大を促し、エネルギーの供給源の多様化を図る。
担当課	住民生活課
推進事業	・再生可能エネルギー導入推進事業

リスクシナリオ 6-2

上下水道等の長期間にわたる機能停止

強靭化施策プログラム	水道施設の耐震化・長寿命化（再掲）
強靭化の推進方針	安定的な飲料水及び生活維持に必要な給水の確保に向けて、老朽化している水源地や配水池、並びに管路などの水道施設の耐震化及び長寿命化を図る。また、広域での防災連絡体制の整備や災害時における資材、人材、応急給水体制の整備に努める。
担当課	建設課
推進事業	・水源池、配水池等の水道施設の耐震化及び長寿命化 ・配水管路の耐震化（石綿管更新等）及び長寿命化

	<ul style="list-style-type: none"> ・広域での防災連絡体制の整備 ・応急給水体制の整備
--	--

強靭化施策プログラム	下水道（農業集落排水処理）施設の維持管理及び長寿命化（再掲）
強靭化の推進方針	疫病や感染症がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適正な維持管理に努める。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理施設の維持管理 ・施設の改修及び機器の更新による施設の長寿命化（農村漁村整備交付金（農業集落排水事業））

強靭化施策プログラム	合併処理浄化槽設置整備事業の推進（再掲）
強靭化の推進方針	公共用水域の水質保全、感染症等まん延予防のため、合併処理浄化槽の設置整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置整備事業の推進（循環型社会形成推進交付金）

リスクシナリオ6－3 地域交通ネットワークが分断される事態

強靭化施策プログラム	幹線道路・橋梁施設の防災・減災・長寿命化対策（再掲）
強靭化の推進方針	避難対策や物流輸送に必要な幹線道路や橋梁等の定期点検を行い、診断結果に基づく計画的な改修工事や橋梁の長寿命化を推進し、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備、道路の維持補修及び定期的な点検 ・歩道（通学路）の整備 ・老朽道路の改良、未整備道路の新設及び改良 ・県道整備の推進 ・道路、橋梁等の維持、補修及び長寿命化（道路・橋梁長寿命化計画推進事業）

強靭化施策プログラム	迂回路となり得る村道・農道等の整備（再掲）
強靭化の推進方針	大規模災害発生時において、幹線道路寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するため、計画的に村道、農道等の整備を推進する。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存村道、農道等の点検、補修及び改良 ・狭あい道路整備促進事業

強靭化施策プログラム	道路の除雪体制等の確保（再掲）
強靭化の推進方針	暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、適切な道路除雪に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進する。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪実施計画等による除雪体制の確保 ・除雪実施事業者との情報共有 ・県道の管理者である福島県との連携強化 ・通学路・歩道の除雪

強靭化施策プログラム	地域公共交通の維持及び確保
強靭化の推進方針	路線バスやデマンド交通などの地域公共交通は、災害時の救護に係る物資輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域住民の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、地域公共交通の維持、確保及び利用促進に向けて取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス・デマンド交通の維持に係る補助金の交付 ・バス利用促進に向けた取り組みの実施

リスクシナリオ6－4

異常渇水等により用水の供給の途絶

強靭化施策プログラム	渇水時における情報共有体制の確保
強靭化の推進方針	渇水が発生したとしても、迅速かつ的確な初動対応が実現できるよう、日頃から渇水に関する情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に取り組む。
担当課	建設課

推進事業	・関係機関との連絡調整
------	-------------

強靭化施策プログラム	消防水利の確保等
強靭化の推進方針	火災発生時において、被害拡大を防ぎ、火災を早期に消化するためには、初期消火が非常に重要である。河川、水路などの自然水利のほか、消火栓や防火水槽などの消防水利の充実を図る。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓の新設・更新 ・防火水槽の新規設置、耐震貯水槽への更新及び既設防火水槽の補修

7 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ7－1

ため池、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生

強靭化施策プログラム	農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
強靭化の推進方針	<p>適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進と適正な維持管理に取り組み、安全安心な農業基盤づくりに努める。</p> <p>多面的機能支払交付金事業の活用により農業施設の修繕改修を推進する。</p>
担当課	建設課、企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・農業水利施設の適正な保全管理・農道、用排水路の整備、修繕、改修 (基盤整備事業、農業水利等長寿命化・防災減災事業)・多面的機能支払交付金事業の活用・支援

強靭化施策プログラム	ため池の防災・減災対策（再掲）
強靭化の推進方針	ため池の多面的機能を十分に發揮できるように、機能診断の実施や改修等を行う。ため池ハザードマップの更新及び周知を行い、防災・減災対策の推進を図る。
担当課	建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ため池ハザードマップの更新及び周知・ため池整備事業・ため池の浚渫

強靭化施策プログラム	河川の整備（再掲）
強靭化の推進方針	国・福島県などの関係機関との連携のもと計画的な河川改修や維持管理に取り組む。
担当課	建設課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none">・河川の堤防改修及び浚渫等の要望・鷹ノ巣など河川閉塞箇所解消の要望・簡易水位計及びライブカメラの設置要望

リスクシナリオ7－2

有害物質の大規模拡散・流出

強靭化施策プログラム	有害物質の流出・拡散防止対策の推進
強靭化の推進方針	大規模な地震発生後において、危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模拡散・流出していないかの確認を行う体制強化に努める。
担当課	住民生活課
推進事業	・有害廃棄物管理事業

リスクシナリオ7－3

原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

強靭化施策プログラム	原子力防災体制の充実・強化
強靭化の推進方針	原子力災害の教訓を踏まえ、福島県と連携しながら、情報収集及び連絡を円滑に行うため、情報収集手段の適正な維持管理を行う。
担当課	住民生活課
推進事業	・原子力災害対応訓練への参加 ・住民への迅速な情報伝達手段の準備

強靭化施策プログラム	放射線モニタリング体制の充実・強化
強靭化の推進方針	東日本大震災後、継続している放射線モニタリング調査の体制整備に努める。
担当課	各課
推進事業	・放射線量の測定 ・学校給食における放射性物質検査、自家消費野菜等放射線検査の実施 ・水道水モニタリング調査の実施

強靭化施策プログラム	放射線等に関する正しい知識の普及啓発
強靭化の推進方針	放射線による健康被害や原子力発電所の状況に対し、住民に対し放射線に関する正しい知識の普及啓発に努める。
担当課	住民生活課
推進事業	・放射線に関する知識の普及啓発

リスクシナリオ7－4

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

強靭化施策プログラム	農業生産基盤の強化及び農業経営の支援（再掲）
強靭化の推進方針	<p>本村の基幹産業である農業に関して、災害時においても経済活動が継続されるよう農業水利施設の長寿命化に取り組むとともに農業基盤の強化に努める。</p> <p>また、農業の担い手が減少し高齢化が進むなか、将来にわたり農業を継続できる担い手の育成・確保を図るために、高齢農家や小規模農家等を含めた多くの農家が参加し、集落の資源（農地、機械、施設、労働力）を有効的に活用できる営農組織の組織化に向け、集落リーダーの育成、集落営農の理解促進、集落ビジョン作成等の支援を行う。</p>
担当課	建設課、企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の長寿命化 ・後継者（新規就農者）の確保、育成 ・集落営農への支援 ・農地の流動化（利用集積）の推進 ・産業6次化の推進

強靭化施策プログラム	鳥獣被害防止対策の充実・強化
強靭化の推進方針	<p>有害鳥獣の被害対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。</p>
担当課	企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣対策事業 ・耕作放棄地対策事業

強靭化施策プログラム	耕作放棄地の発生防止と再生
強靭化の推進方針	農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働き等の多面的機能を有しており、耕作放棄地による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、耕作放棄地の防止と解消に向けた取り組みへの充実・強化を図る。
担当課	企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農・農業後継者育成支援事業 ・耕作放棄地対策事業 ・多面的機能・環境保全対策事業 ・I C T 農業普及促進事業

強靭化施策プログラム	災害に強い森林の整備（再掲）
強靭化の推進方針	水源涵養や山地災害防止機能など、森林の多面的機能を高度に發揮できる森林整備を推進する。
担当課	企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐等の森林整備の推進

強靭化施策プログラム	農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
強靭化の推進方針	<p>適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進と適正な維持管理に取り組み、安全安心な農業基盤づくりに努める。</p> <p>多面的機能支払交付金事業の活用により農業施設の修繕改修を推進する。</p>
担当課	建設課、企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の適正な保全管理 ・農道、用排水路の整備、修繕、改修 (基盤整備事業、農業水利等長寿命化・防災減災事業) ・多面的機能支払交付金事業の活用・支援

リスクシナリオ7－5

風評等による地域経済等への甚大な影響

強靭化施策プログラム	農業生産基盤の強化及び農業経営の支援（再掲）
強靭化の推進方針	<p>本村の基幹産業である農業に関して、災害時においても経済活動が継続されるよう農業水利施設の長寿命化に取り組むとともに農業基盤の強化に努める。</p> <p>また、農業の担い手が減少し高齢化が進むなか、将来にわたり農業を継続できる担い手の育成・確保を図るために、高齢農家や小規模農家等を含めた多くの農家が参加し、集落の資源（農地、機械、施設、労働力）を有効的に活用できる営農組織の組織化に向け、集落リーダーの育成、集落営農の理解促進、集落ビジョン作成等の支援を行う。</p>
担当課	建設課、企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の長寿命化 ・後継者（新規就農者）の確保、育成 ・集落営農への支援 ・農地の流動化（利用集積）の推進

強靭化施策プログラム	農業の振興（再掲）
強靭化の推進方針	農業の持続的発展のため、風評被害対策や直売所の活性化支援などに取り組み、農産物等の販路拡大と農業経営の安定確保に努める。
担当課	企画振興課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害対策の推進 ・直売所の活性化支援 ・産業6次化の推進 ・農地の流動化（利用集積）の推進

8 大自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ8－1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる

強靭化施策プログラム	災害廃棄物処理計画の策定及び関係機関との連携強化
強靭化の推進方針	<p>速やかな災害廃棄物の処理に向け、災害廃棄物処理計画の策定に努める。</p> <p>また、災害廃棄物の仮置場の候補地の選定に取り組むとともに、白河地方広域市町村圏整備組合や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。</p>
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・白河地方広域市町村圏整備組合との連携充実 ・民間団体の協定の締結

強靭化施策プログラム	白河地方広域市町村圏整備組合との連携強化及びごみの減量化等推進（再掲）
強靭化の推進方針	災害時に発生する災害ごみを円滑に処理するため、白河地方広域市町村圏整備組合との連携の強化に努める。また平常時から3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を徹底することで、災害ごみの発生を抑制する。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、減量化、資源化の推進 ・生ごみみたい肥化容器（コンポスト）及び電動生ごみ機の利用拡大推進

強靭化施策プログラム	不法投棄監視体制の強化（再掲）
強靭化の推進方針	廃棄物不法投棄等の早期発見、早期対応のために巡回及び関係機関との情報共有体制を確立し、監視体制の強化を図る。
担当課	住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署等との連携強化

	<ul style="list-style-type: none"> ・看板、防犯監視カメラ等の設置整備 ・村内指定集積所の整備
--	--

リスクシナリオ8－2

人材不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

強靭化施策プログラム	災害応援協定の締結推進
強靭化の推進方針	他市町村等と災害時相互応援協定の締結を推進し、連携強化を図る。
担当課	住民生活課
推進事業	・災害時相互応援協定の締結推進

強靭化施策プログラム	災害・復興ボランティア関係団体との連携強化
強靭化の推進方針	大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、中島村社会福祉協議会と連携を図り、防災訓練等を通じて開設、運営の訓練に努める。
担当課	保健福祉課、住民生活課
推進事業	・ボランティアセンター運営訓練

強靭化施策プログラム	受援体制の整備（再掲）
強靭化の推進方針	大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、警察、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。
担当課	住民生活課
推進事業	・受援計画の策定 ・受援職員の執務スペースの確保

強靭化施策プログラム	復旧、復興を担う人材の育成
強靭化の推進方針	専門知識の深化と幅広い知識の習得を図り、複雑化かつ多様化する復旧、復興業務に速やかに対応できる人材の育

	成に努める。
担当課	税務課、住民生活課、建設課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の被害認定業務に係る担当者研修会への参加 ・被災建築物応急危険度判定士の育成

リスクシナリオ 8－3

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

強靭化施策プログラム	地域コミュニティの再生・活性化
強靭化の推進方針	地域コミュニティは災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であることから、地域コミュニティの形成及び強化を促すとともに、住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化を図っていく。
担当課	企画振興課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・なかじまむらづくり支援事業 ・地域コミュニティ拠点（地区集会所等）の改修費用補助金交付及び新築事業 ・自主防災組織の強化

強靭化施策プログラム	初動体制の整備と安全安心な村づくりの推進（再掲）
強靭化の推進方針	大規模災害や複合災害の発生時における初動体制づくりの強化を図り、また、一人でも多くの人が自力で避難できるように健康づくりの取り組みを進める。 また、地域全体への安全対策等の充実・強化を進めいく。
担当課	住民生活課、保健福祉課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立及び連携強化 ・地区別防災計画の策定 ・地区別防災訓練の実施 ・LED 防犯灯（街路灯）の新設・更新 ・健康、福祉の村づくり推進 ・高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の推進

強制化施策プログラム	避難行動要支援者対策
強制化の推進方針	<p>避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の更新を行う。また、避難行動要支援者名簿記載者の理解を図った上で、関係機関と名簿の共有を行い、避難支援体制の強化に努める。</p> <p>また各要支援者の個別計画の策定にも努める。</p>
担当課	保健福祉課、住民生活課
推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の更新 ・関係機関との情報共有 ・個別計画の策定

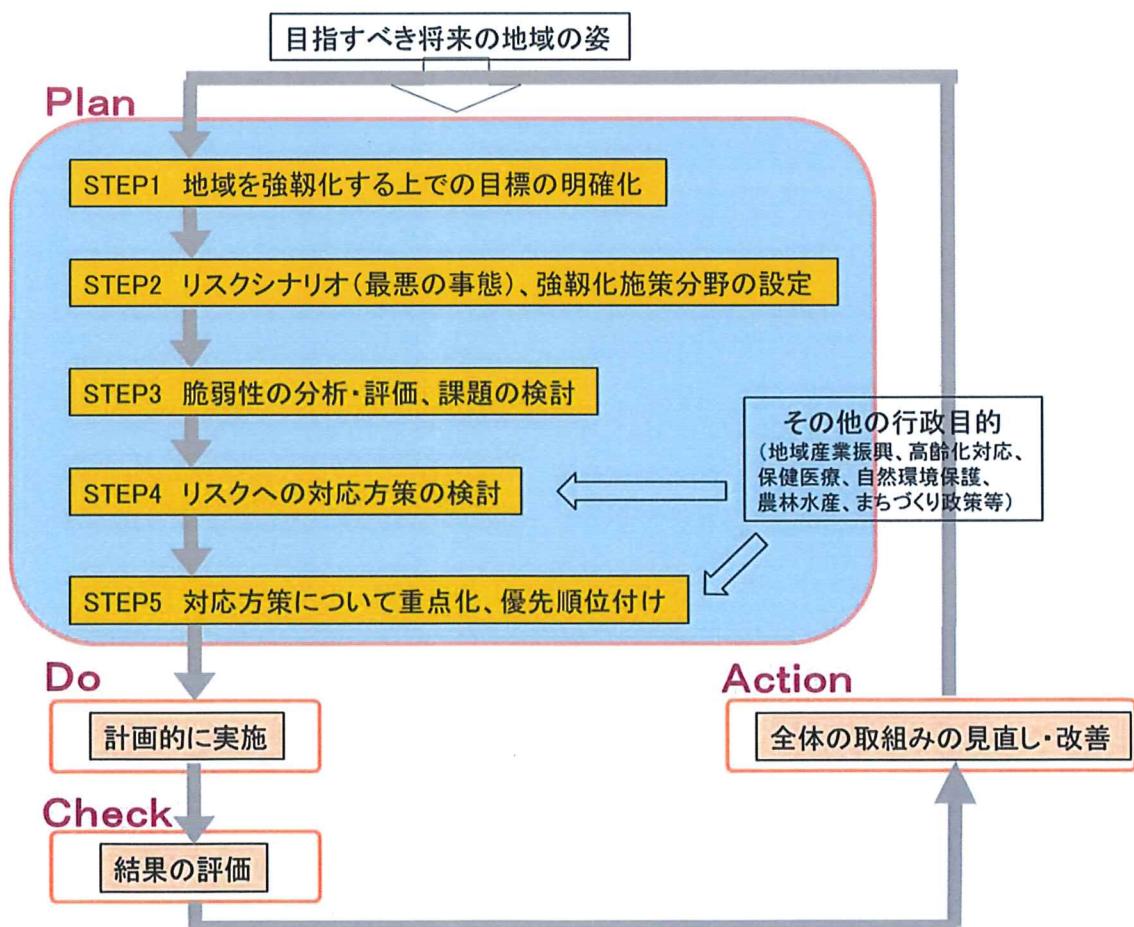
第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、各課等の横断的な体制の下、国土強靭化に関する情報を共有し、強靭化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなむらづくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靭化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靭化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本県を取り巻く社会経済情勢の変化や本県における各種計画等との調和を勘案しつつ、P D C Aサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



中島村国土強靭化地域計画

(令和3年3月)

中島村役場 住民生活課

〒 961-0192 福島県西白河郡中島村大字滑津字中島西 1 1－1

電 話 : 0248-52-2111 (直通 0248-52-2112)

F A X : 0248-52-2112

E-mail : jyuuminseikatu@vill.nakajima.lg.jp (公官庁用)

jyuuminseikatu@vill-nakajima.jp (インターネット用)

